

(様式6-3)

研修等 報告書

2021年6月11日

三田市議会議長 森本 政直 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	日本共産党三田市議団	代表者	長尾 明憲
		議員名	木村 雅人
参加者氏名	木村 雅人 印		
講演会等研修名	第50回市町村議会議員研修会 ZOOM 開催 コロナ禍の自治体行政の考え方		
研修事項	第1講義 コロナ禍にいかに向かう--地域と自治体の視点から 第2講義 コロナ不況と地域経済再生の道すじ		
日 時	2021年5月13日(木曜日)～ 2021年5月14日(金曜日)		
場 所	ZOOM (オンライン開催)		
所 見	別途添付		
添付資料	・ ・ ・ ・		

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)
交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

第 50 回市町村議会議員研修会報告書

三田市議会議員 木村 雅人

【第1講義】

- 開催日時:5月13日(木) 14:00~16:00
- 開催場所:ZOOM 開催
- 講義題目:「コロナ禍にいかに関わり向かうか～地域自治体の視点から～」
- 講師:岡田知弘京都橘大学教授・京都大学名誉教授・自治体問題研究所理事長

<講義概要>

新型コロナウイルス感染症が日本に上陸して2年目に入り、改めて自治体の役割が大きくなり、かつ住民の期待が高まっている。コロナ禍のとらえ方から始まり、地方自治体における防疫・医療政策、さらに産業政策、地域づくりのあり方に至るまで、地域経済学の視点から具体例をもとにした講義。

<講義内容>

1 「コロナ禍」は、対ウイルス「戦争」ではなく、「災害」としての認識の必要性

開発による自然・環境破壊とグローバル化のなかで度々発生する「感染症」被害であるが、ウイルスは、完全に「撲滅」することはできない。感染症と生存権確立運動の歴史から学ぶことが必要である。

2 グローバル化と情報化にともない感染症対策の国際比較がリアルタイムで可能に

グローバル化がパンデミックを促進しただけでなく、情報技術の発展によって情報が一気に拡散した。他方で、各国の感染状況、公衆衛生・防疫体制、医療体制、国家権力トップ・官僚機構の政治・政策遂行能力の違いが瞬時に可視化されることとなった。

例:安倍前首相・トランプ前大統領⇔独のメルケル首相等のトップ

日本 人口当りPCR検査数の少なさ。感染確認者・死亡数が再び増加局面に(第4波)。

菅政権になり、新たにワクチン接種の立ち遅れ、接種率の国際的な低さが顕著になった。

3 コロナ禍で顕在化した「選択と集中」政策の矛盾と課題

- ・新型コロナウイルス感染症感染確認者・死亡者の東京圏及び地方中枢都市への集中
- ・経済機能や人口の大都市集中を引き起こした地方創生政策の失敗
- ・政令市等大都市での特別定額給付金の給付の立ち遅れ
- ・グローバル化・効率化 一本槍の「経済成長戦略」・「選択と集中」政策の限界・リスク
- ・コロナ禍で、人間が生きていくためにどのような仕事、活動が必要なのかが明らかに医療、福祉、教育、農業、飲食、・・・文化芸術等々、それぞれに社会的有用性がある。

4 安倍政権下でのトップダウン的コロナ対策の失敗

- ・感染者の把握、医療・福祉の補強、雇用の7割を占める中小企業、労働者支援については後手

後手。補償なき「自粛要請」→事実上の「都市封鎖」と地域産業・雇用の破壊

・政治的には、緊急事態宣言条項を含む新型インフルエンザ等対策特措法改正、憲法改正論議、検察庁法改正、国家戦略特区法(スーパーシティ構想)改正、種苗法改正、

9月入学論議を優先。アベノマスク・特定医薬品・オンライン教育条件充実(端末普及)・マイナンバーカード普及に拘る惨事便乗型政治・経済対策が横行

・安倍政権が憲法改正で緊急事態条項新設を要求しながら、コロナ問題では、科学的で合理的な政策を策定することも、遂行することもできない実態が露呈

←これまでの新自由主義的構造改革(とりわけ保健所の大幅統合による公衆衛生部門の圧縮、市町村合併政策、公立・公的病院の再編等)の累積と安倍政治の意思決定の構造的特質(お友達重用、忖度政治、公文書を含む私物化→公務の制度的基盤を破壊)に規定

例:アベノマスク、各種給付金、Go To キャンペーンをめぐる特定業者との癒着

5 感染症被害を、地域の「災害」として捉えることの重要性

・生物由来の病害は自然災害のひとつとして把握される。物的破壊はないが、健康被害を通して、経済活動の基本である人間と人間の関係性を破壊

・津久井進弁護士ら有志による災害基本法制の理念・行政手段の適用提言

・災害のもつ「地域性」と自治体の役割

○その地域の公衆衛生、医療、福祉、教育、経済活動全体をコントロールするのは基本的に市町村。それを補完するのが都道府県、国の役割。併せて、国は国境措置による防疫体制や医療・経済補償の財源措置に最終的な責任

・災害のもつ「社会性」

○健康被害だけでなく、差別やヘイトによる人権面、さらに雇用や教育面での被害、DV被害も。とりわけ被害者差別の酷さ→昨秋以降、女性を中心に自死の増加を招く

○政府や自治体の「補償なき自粛」による経済被害の甚大さ(二次被害)。中小企業・小規模企業の休業・廃業が激増。雇用者の休業・解雇も増え生活保護申請が大都市部で著増。

○地域の状態が把握できない統計の取り方・発表の仕方 →詳細な災害データの整備が必要

6 地方自治体の役割と姿勢が問われる

・科学的根拠もない全国一律主義、都道府県単位での指定と指定解除

・ポピュリズム的な首長の突出(吉村大阪府知事、小池東京都知事)と、現場の混乱

・そもそも、地方自治体では、足元の「被害」状況をどれだけ詳細かつ包括的に把握しているのか? ずさんな実態。保健所統廃合とPCR検査の実施・報告体制、陽性者の発表の仕方、二次被害を含めた詳細な、市町村別把握ができていない⇔韓国の詳細マップ

・地域社会・社会運動団体においても、「国の指示待ち」姿勢が広がる

7 第一波「収束」局面で打ち出された政府・財界の「ポストコロナ」戦略

・経済財政諮問会議「骨太方針2020」案に対する民間4議員の提案

・第32次地方制度調査会答申(2020年6月26日)

・菅政権の基本政策の根本矛盾

8 コロナ禍で見えてきた「地域」・「自治体」の重要性

- ・国の無策・無能状態が明確になるなかで、地方自治体の独自の役割、自律性が重要に
- ・地方自治体が、みずから科学的判断の下に、PCR検査等をより拡大し、感染状況の詳細な把握を行いながら、防疫体制、医療体制、福祉・介護体制の持続性の確保を図るとともに、産業・雇用の維持を図る政策を立案・実施することを求め実現する必要
- ・感染を予防し、災害を克服し、地域社会の復興の担い手は、主権者である住民自身。そして住民がつくる地域の中小企業や農家、協同組合。ただし、それは「新しい生活様式」の上からの押し付けではできないこと

9 新たな地域経済社会への展望

- ・必要なのは「新しい生活様式」ではなく「新しい政治・経済・社会のあり方」
- ・遠隔地との交流・交換がストップするなかで、地域の地金、「宝物」の発見も
- ・足元の「地域」に視点を置き、内部循環経済をつくるのが、経済社会再生の原点に
- ・地方自治体(都道府県・市町村)の地域経済政策を変える
- 中小企業・地域経済振興基本条例を活かす
- 条例未制定自治体では、これを機に条例制定を求める取組みを
- ・宮城県南三陸町・白石市での中小企業振興基本条例を活かした再生策

<講義のおわりに>

- 安倍政権が終わっても、安倍後継内閣ができ、「アベ政治」が続くならば、問題解決にはならないのは必定
- コロナ禍に対する自治体の団体自治の権能を高めるとともに、地域住民の自治力を育てることが決定的に重要
- 憲法の視点から、公衆衛生、社会保障・福祉を強め、基本的人権、幸福追求権、財産権、地方自治権を強化することが必要

<受講を終えての所見>

経済のグローバル化と自然・環境破壊により度々発生し感染拡大する「感染症」被害。これまでも新たな発生の予想もされていたが国をはじめ地方自治体も具体的な対策をとってこなかった。

今回のコロナ禍によりこれまでの感染症対策への無為無策が露わとなり行政、経済政策の矛盾を浮き彫りにした。市民生活、地域経済と直結する市政として医療、生活、経済、雇用などの対策、支援事業など国の政策も当然であるが地方自治体の地域の事情に応じた独自の役割、自立性も重要である。

三田市においても、今回のコロナ禍の経験から学び今後も発生するといわれる新たな感染症等に備え、市民の命と健康、暮らし、地域経済を守るため、平時より三田市のハード面、ソフト面の対応能力を高めることが重要である。

【第2講義】

- 開催日時:5月14日(金) 10:00~12:00
- 開催場所:ZOOM 開催
- 講義題目:「コロナ不況と地域経済再生の道すじ」
- 講師:吉田敬一駒澤大学名誉教授

<講義概要>

コロナ禍で各地の地域不況があらわになっているが、その背景には複合的な要因がからんでいる。中小企業基本法改正から小規模企業振興基本法までの政府の中小企業政策を振り返り、また各地に広がる中小企業振興条例の成果を検証しながら、地域経済再生への道すじと自治体の役割を解説する。

<講義内容>

I 日本の中小企業政策の歩みと地方自治体の役割変化

1. 中小企業基本法の制定(1963年7月)

中小企業政策の憲法⇒中小企業政策の方向付け

2. 中小企業近代化促進法(63年3月)

3. 中小企業政策の転換と地域産業振興政策

小企業政策のコペルニクスの転換

総括すると、中小企業は「活力ある多数派 Vital Majority」として評価すべきであり、「自立して発展していける存在」である。

バブル崩壊から生産の海外移転に伴う地域経済・中小企業の役割変化

4. 中小企業基本法の抜本的改定(1999年)ー Made in Japan から Made by Japan へー

(1)中小企業基本法(63年制定)の役割完了

(2)1999年の中小企業基本法改定の骨子

(3)中小企業の廃業急増と従来型中小企業の再評価

① 中小企業憲章の制定(2010年)

②小規模企業振興基本法の制定(2014年6月)

<小規模基本法の特徴>

i 成長発展する中小企業(99年中小企業基本法の支援対象)のみでなく、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」が重要と指摘。

ii ベンチャーや急成長企業だけでなく、普通の中小企業も重要視

iii 個別企業支援(点の政策)に留まらず、商業・工業の地域的産業集積(面の政策)に着目

iv とくに小事業者(製造業5人以下、第三次産業2人以下=自営業者)の役割に注目

v 地方自治体の役割の重要性の指摘

「国は小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定」するが(13条)、実施面では自治

体が「その地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務」(7条)

<基本計画の4つの柱>

- 1 需要創造・新市場開拓支援:小規模企業の経営革新
- 2 新陳代謝の促進:意欲のない自営業の撤退促進
- 3 地域経済のブランド化への貢献支援
- 4 地域経済振興に対する地方自治体の創造的活動支援

<中小企業政策の守備範囲

国:ベンチャー企業支援、中小企業の海外進出支援

自治体:従来型中小企業・地場産業支援

(4)コロナ後の生産性基準原理に基づく中小企業淘汰政策の懸念:アトキンソン理論は正しいか。

- ① コロナ禍以前に小規模企業は既に大幅減少
- ② 付加価値生産性と労働生産性の違いと中小企業の関係

II. 持続可能な地域経済・社会を支えるローカル循環型経済

1. ローカル循環型経済の基本

(1) 少子高齢化の地域社会の3つの機能

- ① 地域社会を支える経済的機能:生活必需品の供給と雇用の維持
- ② 地域福祉・教育機能:人間を大切にする少子高齢社会に必須の要件
- ③ 環境保全・地域生活文化機能:地域内経済循環力が決定的要因

(2) 業種特性に見合った産業振興のスタンス(4つの業種・企業類型別支援)

- ① リーディング企業群:地域の主力産業の中核的企業群
- ② ベーシック企業群:地域の主力産業のサポーター企業群(加工・仕上等)
- ③ シンボル企業群:地域経済の歴史性・特性を代弁する老舗企業やユニーク企業
- ④ フロンティア企業群:地域特性を生かした新分野開拓型企业

2. 地域産業の2類型

(1) 文型産業

1 担い手 大企業・中堅企業 =豊かな社会づくり:成長指向

2 グローバル循環志向

3 生産性向上・規格化・量産化・価格重視

4 効率的なまちづくり =記憶を消し去る街づくり

(2) 文化型産業

1 担い手 = 地域密着型中小企業・農林漁業 =幸せな社会づくり:成熟指向

2 ローカル循環志向

3 個別的ニーズ対応・対面販売で小ロット生産

4 個性的なまちづくり =記憶を重ねる街づくり

(3)地域産業振興の発展段階

* 地域経済振興に特効薬はない:基本は地域“深耕”=実態調査の意義

①地消地産型:ローカル循環の スタートライン

* 地域で消費する商品で移入しているものを地産する努力。

②地産地商型:ローカル循環の基本形

* 地域振興の基本=地消地産+地産地 商

価値を生む産業(農林漁業・建設・製造)と価値を実現する産業(流通・サービス)を地元資本が担う。

③地産外消型:新潟県燕・三条の金属製品や愛媛県今治市のタオルなどの地場産業

Ⅲ. 大都市自治体と小規模自治体の地域産業振興の先進的事例

1. 東京都墨田区にみる中小企業振興条例による内発的地域産業振興

(1) 中小企業振興基本条例の制定 (1979 年制定)

区内製造業全事業所(約 8 千)を 77 年に係長級クラスを軸に約 200 名で悉皆調査実施。「産業の活性化」と「まちづくり」とを結合した中長期的なビジョンと具体的アプローチを行い、経営者・業者を中心に振興プランを策定する仕組みとしての 産業振興会議を設置(80年6月)の16分科会で2年かけて具体的提言の取り纏め。

(2) 地域特性を生かした産業振興政策-「工房ネットワーク都市」づくり-

① 振興拠点づくり

② 具体的プロジェクト =街づくり・地域文化創造と連携

(3) 自営業を重視した中小企業・業者対策

2. 岩手県住田町にみる地域資源を活用したローカル循環型経済振興

(1)地域特性を生かした住み続けられるビジョンに基づく町づくり

2002 年 4 月に課長全員で「地域経営研究委員会」を設置: 9 月にレポート(素案)

2003 年 2 月「住田町の地域づくりの理念と市町村合併に対する基本方向」副題 のついた最終報告書。第三章プロジェクトSの創造では、

「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクトと題され、豊かな森林資源を起点に、製材、木造住宅・木工品振興、木質ペレットなどのバイオマス・エネルギー開発、グリーン・ツーリズムの展開などが企画された(施策の骨格)。

②「宿場・にぎわいルネッサンス」プロジェクト作成

③「地域協働システム構築」プロジェクト作成

④地域内でのエネルギー創出を含めて仕事 とお金が循環する仕組みづくりに 着手

(2)地域内経済循環力の強化の方策

①林業の地域内生産連関の拡充

住田町の基本方針 生産・流通・販売連関 (サプライチェーン の拡充「地域農林経営の長期的経営像を想定しつつ、林業のあるべき姿を設定するとともに、林産物の生産・流通・加工を通ずる地

域経済の発展的活動を実現することを目標とする」

②「第一次住田町林業振興計画」を1978年に策定し、林業を中核産業とした循環型経済づくりに取り組み始めた。

③93年の「第二次住田町林業振興計画」では基本方針を「国産材時代実現に向けた国産材産地のシステム形成、そして森林の多面的利用の要請に応える」とした。

④川上(林業)から川下(住宅販売)までの生産連関の輪を地域内で整備する事業(図15参照)

⑤ 面・線・点の政策

■面の政策:「森林・林業日本一の町づくり」という基本理念(面の政策)

線の政策:川上分野の森林資源から川下分野における気仙大工に至る生産連関の確立

点の政策:個別事業・企業のレベルアップ支援

(3)地域産業 振興政策の展開

①地元産木材を利用した本格木造の町営住宅(単身者向けの平屋建てと家族世帯向けの二階建て)の建設をはじめ独自の支援策を実施

②98年の集中豪雨被害を契機に間伐材等の活用による木質バイオマスへの挑戦

(4)農業振興による地域ブランド発信政策

①シンボル事業の創出(企業誘致の活用)

「住田野菜工房」という名称のユニークな植物工場が2008年12月から稼働

②リーディング事業の展開(ブランド化の基本は質の面での差別化戦略)

③地消地産の具体化(学校給食への活用とブランド化)

IV 持続可能な地域経済づくりの基本課題

1. 地域内で仕事とお金が循環する仕組みを再構築し、地域内経済循環を強める

キーワードは、地域性・季節性・文化性を活かした食・住・環境・福祉の四領域での「地産地消・地産地商」(地域で造り出されたものを地域で消費するだけでなく、地域で造られたものは地域の商業で商う)。

従来型の地域外からの企業誘致⇔見かけ上の地域GDPは手っ取り早く増大。しかし①利潤は本社へ転送、②部品や素材、販売商品などは他地域や海外から調達するので地域への波及効果は限定、③進出企業の経営戦略による撤退の可能性。

* 誘致型の地域経済振興に取り組む場合、地域内産業連関の活性化と地域内への技術移能性を十分に考慮しないと、「場所貸し」に終わり、地元産業構造の質的向上に寄与しない。誘致する場合は住田町の事例が重要。

2. 地域振興は地域「深耕」である、という発想

墨田区に端を発した内発的地域振興政策の基礎となる悉皆調査(全数調査)の狙いの一つは地域の可能性を掘り起こすこと。岩手県住田町・北上市の産業振興も同様。

こうした努力の結果、地域の経営者・業者と自治体の信頼関係・ネットワークが形成。地域

の長所と弱点、可能性を徹底的に調査研究し、個性豊かなまちづくり・地域産業振興に取り組む試みが全国各地で着実に成果を挙げつつある。

3. 内発的産業振興を推進するキーマンづくり、自主的な組織づくりの課題

①地域経済の実情をよく掌握しており、経営者の信頼が厚く、政策立案能力に富み、産業政策に熱き思いを持ち、「異人種交流」能力のある自治体職員が存在

②地域を愛し、人望ある地域中核企業の経営者の存在

③若手のやる気のある経営者や自治体・経済団体の職員を実行部隊として組織化し、新たな発想・観点での産業振興政策づくりのための「ヒトづくり」「組織づくり」

④その基礎の上に地域特性に根ざした「政策づくり」と政策の実効性を担保する「仕掛け・仕組みづくり」＝首長と議員および地域中核的経営者の創造力

4. 地域の実態に即した地域産業振興ビジョンの作成

①地域特性に根ざしつつも閉鎖的ではなく開かれた形での地域産業集積の個性の強化を目指し、まちづくりと一体化・連動したビジョンの作成：議会の役割

②地域産業政策の基本方針となる中小企業振興基本条例（名称は地域に寄って異なる）

* 目的は地域に内在する歴史的・社会的・文化的・経済的な可能性を汲み尽くす方向での内発的産業振興

5. 地域内での販売ないし商取引機能の確立の課題

生きた情報は必ず人間について廻る。地域内でのモノづくりのレベルを高めることは、「製品」づくりではなく、「商品」づくり。工夫を凝らした身の丈にあった販売・展示機能および情報の受発信機能

6. 経済活動の血液である資金が地域の中小企業にタイムリーに廻る仕組みづくり

新自由主義の母国アメリカですら、金融機関が中小企業に必要な資金を供給する方向での規制・誘導政策（地域再投資法）が存在：信金・信組・農協の活性化。

< 受講を終えての所見 >

持続可能な地域経済や社会を支えるローカル循環型経済の大都市自治体と小規模自治体の地域産業振興の先進的事例の紹介があった。地域ごとの特性を生かした産業振興政策として振興拠点づくりや具体的プロジェクト＝街づくり・地域文化創造と連携に取り組んでいる。

持続可能な地域経済づくりは地域内での仕事とお金が循環する仕組みを再構築し、地域経済を強める必要がある。地域の可能性の掘り起こし、内発的産業振興を推進するキーマンづくり、組織づくりが重要である。

三田市においても、地域特性に根ざしつつも閉鎖的ではなく開かれた形での地域産業集積の個性の強化を目指し、まちづくりと一体化・連動したビジョンの作成が求められると考える。

現代
自治選書



地域づくりの 経済学入門

増補改訂版

地域内再投資力論

岡田 知弘 著

G
E
N
D
A
I
J
I
C
H
I
S
E
N

待望のリニューアル!

「コロナショック」は病床や保健所削減の誤り、
そして東京一極集中の危険性をはっきりと示した。
これは住民の健康で豊かな生活を置き去りにした行財政政策の過ちだといえる。
いまあらたに、人間の生活領域から経済を考える。

自治体研究社